

令和5年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づく取組状況について

資料 1 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」について

資料 2 「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」について

資料 3 「川崎区役所・支所の窓口体制変更に伴う区役所へ出向く負担に配慮した取組」の検討状況について

資料 4 令和5年度川崎区役所レイアウト変更等について

資料 5 「大師地区複合施設・田島地区複合施設」の条例の考え方について

資料 6 機能再編・複合施設整備等に関する今後のスケジュール

市 民 文 化 局

(令和5年8月17日)

1 経緯

令和2(2020)年3月

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」

川崎区では、児童虐待、高齢者単身世帯、要介護認定者等への支援など**保健・福祉サービスを必要とする市民が他区と比較して多く、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があること、3管区に業務が分散していることにより、他区にはない事務作業が多数生じていたり、窓口体制が分かりにくくなっている状況がある等、非効率な状態であること**などの課題に対応するために検討を進め、検討結果を基本方針として策定

＜機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方＞

- ①支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化 (右図：機能再編のイメージ)
- ②支所は地域に密着した取組を推進
- ③支所庁舎の建替えに向けた取組を推進

→ この基本方針に基づき、令和3(2021)年5月に、機能再編や支所庁舎建替え等に関する取組内容等を取りまとめた「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する**実施方針**」を策定

2 実施方針の主な内容

(1) 機能再編後の支所で取り扱う業務

- 地域振興等業務(管内の住民組織・自主防災組織・社会福祉系団体の団体事務等に関する業務)
- 地域防災機能の提供
- 相談業務
- 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・諸証明・市税関係証明書の発行
- 期日前投票所・統計調査業務

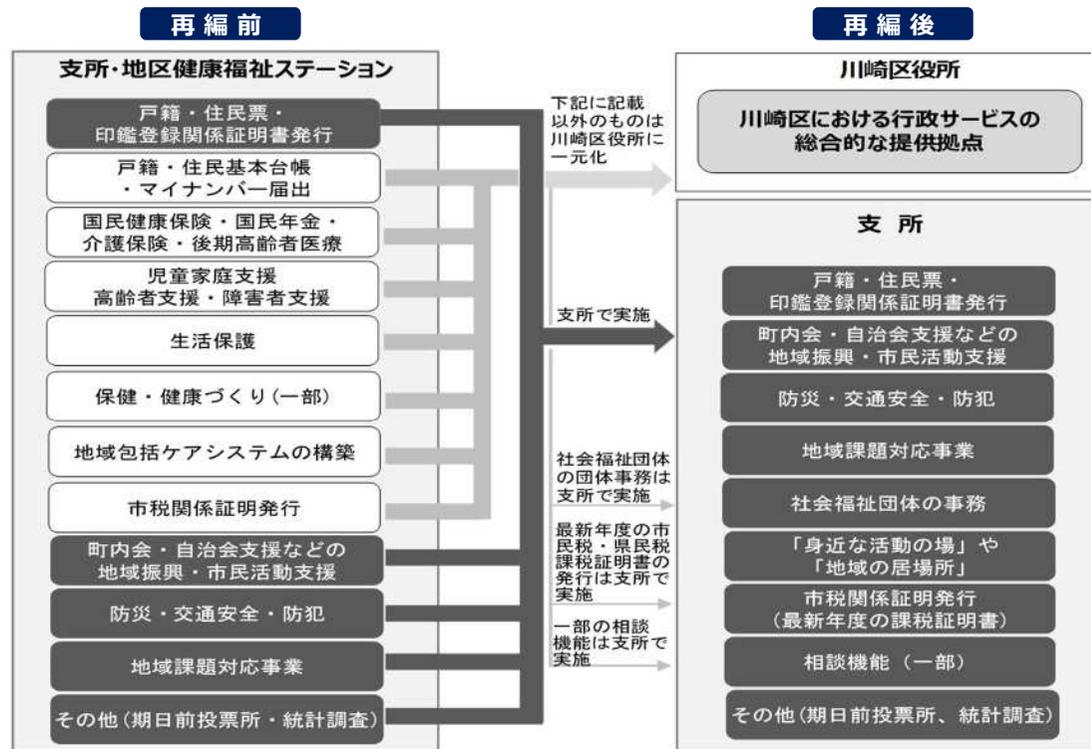
＜機能再編に伴う区民の方々の負担に配慮した取組の検討＞

支所でのオンライン手続や支所と区役所をつなぐオンライン相談環境の整備、臨時窓口の設置など、高齢者、障害者等を含めた区民全体の利便性向上の取組について検討する。

(2) 機能再編後の川崎区役所庁舎の方向性

本市保有資産を活用でき、利用のしやすさで優位性がある「パレール三井ビル」を機能再編後の川崎区役所の主な庁舎とする。

＜機能再編のイメージ＞



(3) 支所庁舎と複合化する公共施設

- 大師支所：大師子ども文化センター、大師老人いこいの家、大師一般環境大気測定局
- 田島支所：田島子ども文化センター、田島老人いこいの家

(4) 大師地区複合施設の整備手順

- 令和3(2021)年度に大師分室を解体(実施済み)
- 仮庁舎を大師分室敷地に整備し、仮庁舎整備後、現在の大師支所庁舎を解体
- 現在の大師支所敷地に、大師地区複合施設を整備(供用開始は令和9(2027)年度を予定)

(5) 田島地区複合施設の整備手順

- 仮庁舎を田島子ども文化センター・田島老人いこいの家の敷地の余剰地に整備する方向で検討、仮庁舎整備後、現在の田島支所庁舎を解体
- 現在の田島支所敷地に、田島地区複合施設を整備(供用開始は令和9(2027)年度を予定)

1 新施設の基本方針

実施方針や複合化する各施設の課題、市民意見等を踏まえ、新施設の整備と運営の目指すべき方向性を5つの柱に整理

- 地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる「地域のシンボルとなる拠点」
- 普段も、いざという時も頼りになる安全安心な「暮らしの拠点」
- 子どもが健やかに成長できる、誰もが元気でいられる「笑顔の拠点」
- 交流や学びから、新たな価値が生まれる「つながりの拠点」
- 世代を超えて継承される「地域で受け継がれる拠点」

2 市民利用機能と複合化効果

地域の身近な拠点として有効利用され、地域のシンボルとなるよう、支所行政機能とも連携し、6つの市民利用機能を提供していく。

身近な活動の場機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の市民活動の場を、新施設では一体的な機能として要件を設定 ● 人や活動をつなげるためのコーディネートをすることにより「身近な活動の場」とする。
地域の居場所機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが気軽に立ち寄れる「地域の居場所」を提供 ● 世代にとわれない交流を日常的に生み出せる「地域の居場所」とする。
いきがづくり機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者同士や高齢者と様々な世代とのつながりをつくるとともに、高齢者が心身ともに元気でいきいきと生活できるように機能を提供
健康づくり・介護予防機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が心身ともに元気でいきいきと生活できるよう、健康づくり等のための場を提供 ● 施設内に加え、地域全体の活動スペース等の活用を意識した取組を推進
児童の健全育成機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が安心して利用でき、楽しみながら自由に遊び、出会いやふれあい、様々な経験・体験を通じた児童の健全育成を図る。 ● 成長した子どもたちが次世代の子どもの育成に関わっていく等、児童の健全育成機能を提供
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代が安心して暮らせるよう、相談・支援を継続して実施し、子どもの笑顔を守る。 ● 地域団体等との連携により、施設内だけでなく、地域全体の活動スペース等を活用しながら子育て支援機能を提供

3 施設整備の方向性

＜延床面積＞ 合計 1,800～2,000㎡程度 ★は「まちのリビング」（気軽に立ち寄り、くつろげる空間として一体的に整備）

- 支所行政機能提供スペース：会議室、防災備蓄倉庫、相談室、待合スペース★
- 市民利用機能提供スペース：動的活動スペース（運動等）、動的活動スペース（音楽等）、静的活動スペース、乳幼児室・授乳室、市民活動コーナー（作業室）、市民活動コーナー（打合せ等スペース）★、多目的活動・飲食スペース★、図書スペース★、共用スペース★
- 施設運営等スペース：執務室、倉庫、トイレ、階段等

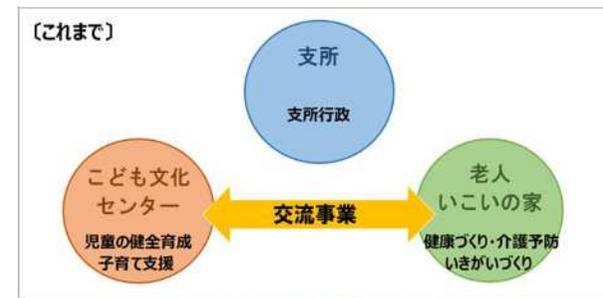
＜整備手法＞「BTM+O方式」：現支所庁舎解体、新施設的设计・建設・維持管理を一括発注／運営は別途発注

4 施設運営の方向性

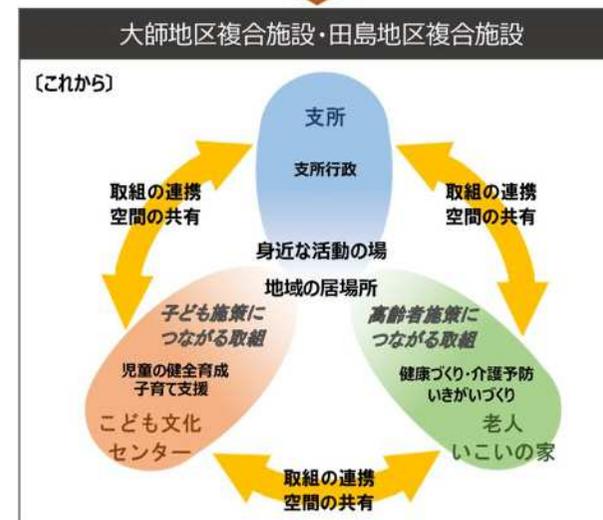
- 市民利用機能は、事業者の柔軟な創意工夫やノウハウがより発揮されるよう1者の指定管理者が一体的に運営
- 市職員と指定管理者の職員が連携し、設置目的や利用対象を踏まえた運営、地域特性を踏まえたサービス提供など、複合化による相乗効果を発揮

＜利用時間＞ 市民利用機能 9:00～21:00（年末年始を除く）、支所行政機能 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

＜新施設のイメージ図＞



複合化効果をもとに機能を再構築



＜支所行政機能と市民利用機能の連携＞

支所、こども文化センター、老人いこいの家が従来からもつ機能を満たすことはもちろん、同じ建物内で空間を共有し、新施設の「身近な活動の場」、「地域の居場所」機能を充実させる取組を連携して実施することにより、子ども・高齢者施策を拡充するとともに、市民創発の活動が生み出されるような、地域に開かれた施設を目指す。

効率的・効果的な運営ができるよう条例のあり方を検討

＜機能再編に伴う区民の方々の負担に配慮した取組の検討＞ ※「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」より抜粋

- 機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は、川崎区役所で申請や届出をすることとなるが、基本方針（案）に関するパブリックコメント手続や市民説明会では、高齢者や障害者等の区役所へ出向くことが負担となる方々への配慮などについて意見をいただいた。
- こうしたことから、機能再編に伴う区民の負担に配慮した取組の検討を進め、相談業務の一部継続のほか、高齢者や障害者等を含めた区民全体の利便性向上の取組を進める。

- 行政手続や相談業務のオンライン化を含む本市における行政サービスのデジタル化推進の取組とあわせて、支所でのオンライン手続や支所と区役所をつなぐオンライン相談環境を整備する。
- 相談者が抱える課題の状況に応じた、支所での直接対面による相談機会も確保されるよう、柔軟な運用体制について検討する。
- 郵送申請可能手続の活用拡大について検討する。
- 支所で申請書等を受受理し川崎区役所に回送する対応に関する運用等を検討する。
- 件数規模が大きく、かつ特定の時期に手続が集中する一部手続に関して、支所への臨時窓口設置を検討する。

1 支所でのオンライン手続や支所と区役所をつなぐオンライン相談環境の整備について



※遠隔相談システムのイメージ

- 支所でのオンライン手続については、利用する方の状況等に応じ、遠隔相談システムを活用することなどにより、適切な対応ができるよう体制について検討を進めている。
- 支所と区役所をつなぐオンライン相談環境の整備については、高齢者等の利用が想定されること、状況により相互に書類の確認等が必要であるなど様々な相談が想定されること等を踏まえ、「遠隔相談システム」の導入について検討を進めている。

【遠隔相談システムの特徴】

- 操作性に優れ、設置してあるモニターのタッチ画面から受けたいサービスを呼び出すことができる。
 - 音声・映像機能も有しており、より円滑に相談を行うことができる。
 - 書類等の読取機能があり、市民・職員双方が画面越しに書類内容を確認することができる。
- 支所へ整備予定の相談室については、遠隔相談システムにおけるオンライン相談を行うために必要なLAN設備や、多職種専門職による面接を通じた個別支援等を行うため、多人数での相談にも対応できる、プライバシーに配慮した相談室を適切に設ける。

2 支所での直接対面による相談機会の確保について

予約制による川崎区役所から支所に出向いての相談等の実施に向け、機動力の確保、実施体制等を含めた検討を進める。

- 高齢者相談や子育て等の相談について、電話やオンラインでの相談内容によって、必要に応じ「支所での直接対面」による相談を実施する方向で検討を進めている。

3 郵送申請可能手続の活用拡大について

緊急事態宣言下で臨時的な郵送申請可能手続の活用拡大により、現時点で郵送申請可能な主な手続は次のとおりとなっている。

主な取扱業務	主な手続
戸籍・住民基本台帳・マイナンバー届出関連	「転出届」、「死亡届」等
国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療関連	「国民年金保険料免除・納付猶予申請」等
児童家庭支援・高齢者支援・障害者支援関連	「高齢者在宅サービス(紙おむつ)利用申出」等
生活保護関連	「生活保護収入申告」、「生活保護傷病届」等
保健・健康づくり、地域包括システムの構築関連	「出生連絡票の提出」等

4 支所で申請書等を受理し川崎区役所に回送する対応について

回送を行う申請書等については、受理日が重要となる手続もあることから、運用等を含め他都市での事例などを参考に検討を進めている。

【他都市での書類回送手順】

- ① 市民の方に預かり書を記入していただく
- ② 書類の種類毎に通し番号をとり、預かり書のコピーを回送管理簿に綴る
- ③ 預かり書の原本と回送書類を袋に入れ、他の庁内便と併せて担当課へ送付
- ④ 担当課は回送書類を受け取り、預かり書に受け取り日時を記載し、回送元へ返送する
- ⑤ 回送元で返送された預かり書の原本をコピーと差し替え綴る
- ⑥ 回送元においては書類の審査等を行わず、書類の受領のみとする。

上記①～⑤により書類の送付漏れ等を防止する。

5 支所への臨時窓口設置について

件数規模が大きく、かつ特定の時期に集中する次の手続の継続実施に向け実施期間・体制等について検討を進めている。

- ・重度障害者福祉タクシー利用券交付申請【身体・知的障害】
- ・ふれあいフリーパス交付申請【身体・知的障害】
- ・障害者乗合バス割引証申請
- ・介護保険負担限度額認定申請

※今後の取組等について

上記取組に係る運用等全般を整理し、令和6年3月以降にホームページや支所における適時適切な広報等を実施する。また、機能再編後の利用状況に応じた見直し時期や、検証方法等についても検討する。

1 レイアウト変更後の配置

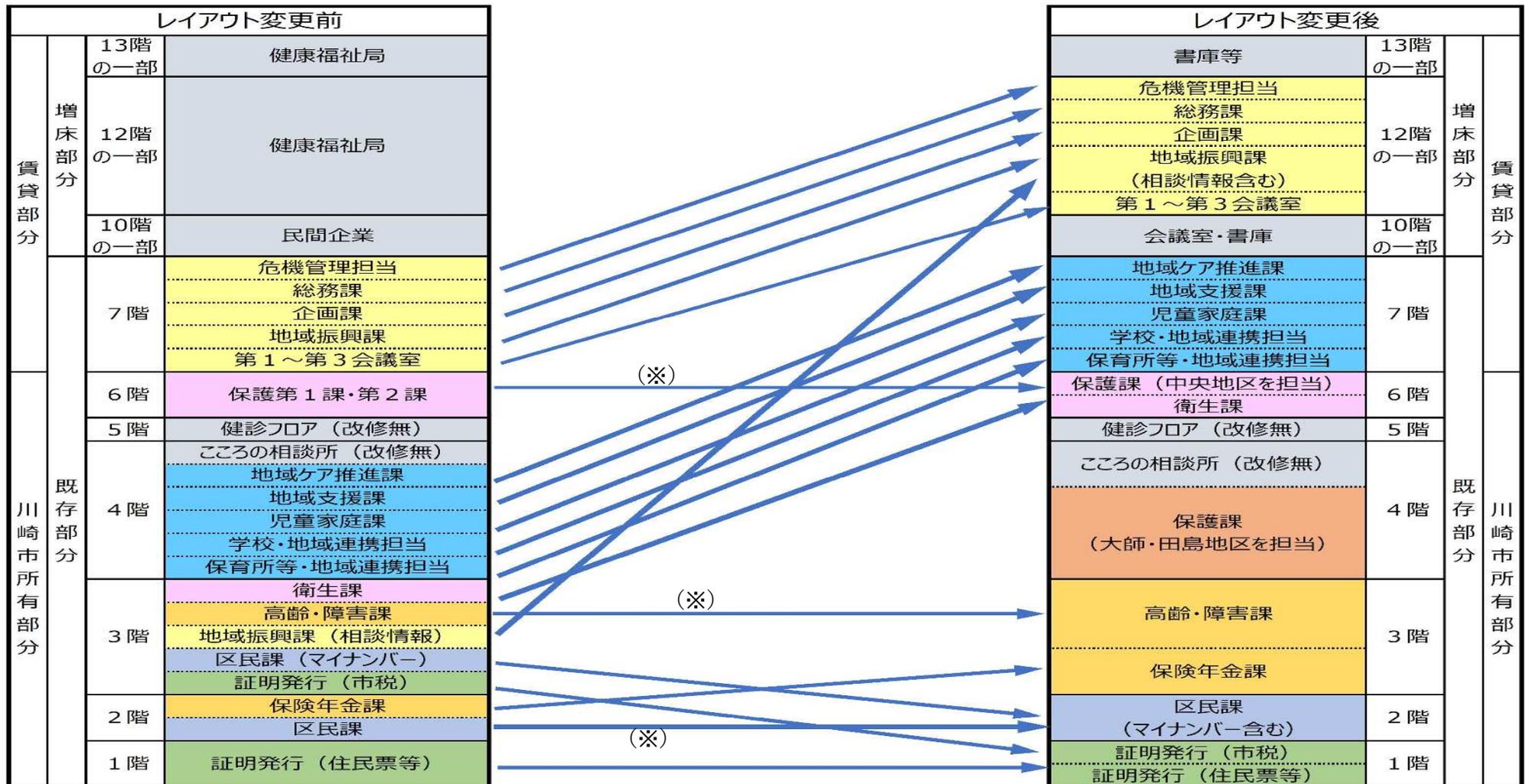
● 令和7年1月1日の窓口体制変更に向け、令和5年10月上旬からレイアウト変更工事を開始

レイアウト
変更の基本的
な考え方

- ・支所業務の多くが川崎市役所に一元化されるため、10階・12階・13階の一部を追加し必要なスペースを確保
- ・関連性の高い部署のフロアを集め、職員間の連携を強化するとともに市民利用動線を短くするよう配慮
- ・来庁者が多い部署を引き続き下層階に配置するとともに、待合スペースを拡大し、窓口や面接室を増設

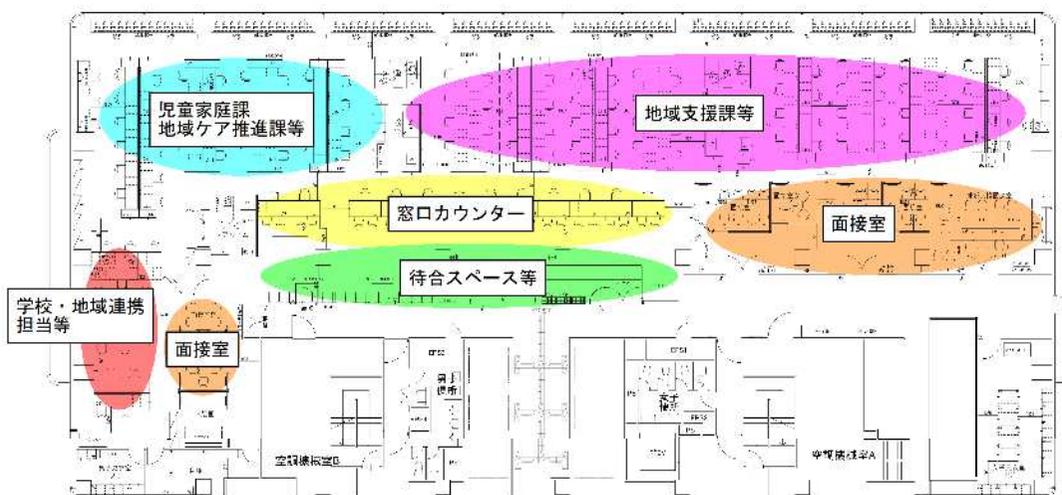
工事の
進め方等

- ・工事中も同一建物内で業務を継続するため、10階・12階・13階が空室になった後に工事を開始し「工事完成後のフロアに移転、移転後に空室となったフロアを工事」を繰り返しながら1フロアずつレイアウトを変更
- ・変更後の階が変わらない部署（※）は、工事前に別の階に移動し、工事完成後元の階に戻るため2回移転を行う。
- ・老朽化した1階と2階を繋ぐエスカレーターを撤去し、撤去跡をパンフレットコーナーとして活用予定

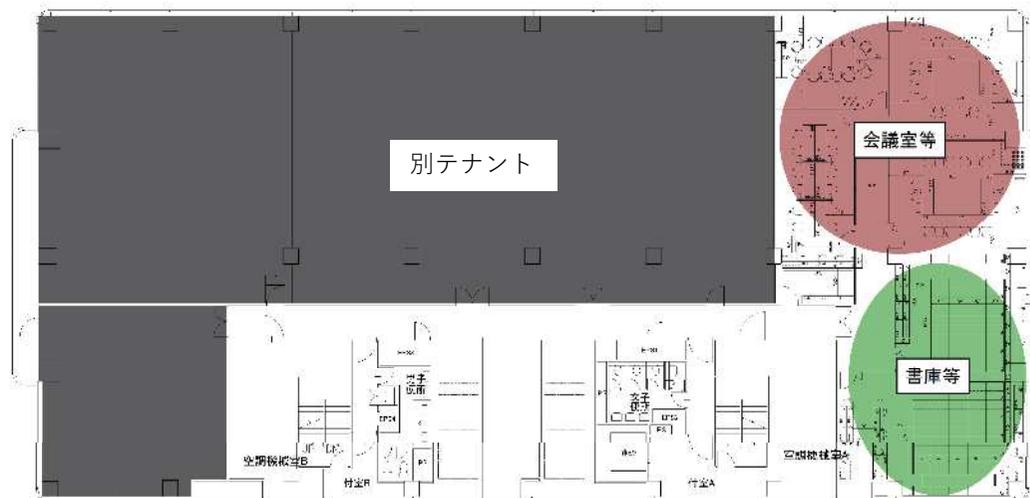


2 レイアウト変更後の各課の配置（6階以下は設計中）

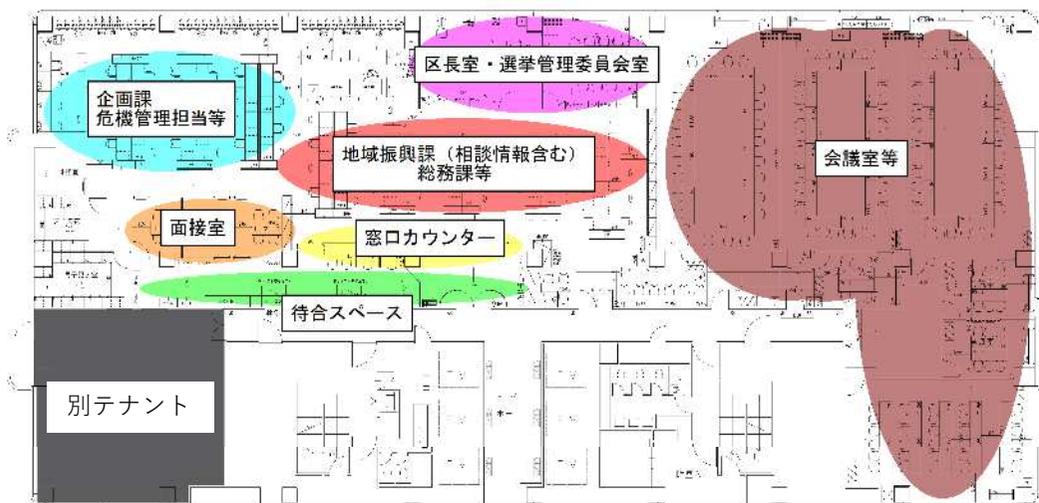
- 7階：地域支援課等を配置し、多様な相談に対応できるよう現状よりも多く面接室を整備
- 12階：地域振興課等を配置し、現状はフロアが分かれていた相談情報も同一フロアに集約
現在の7階会議室と同規模の会議室を整備
- 10階,13階：会議室や書庫等を整備



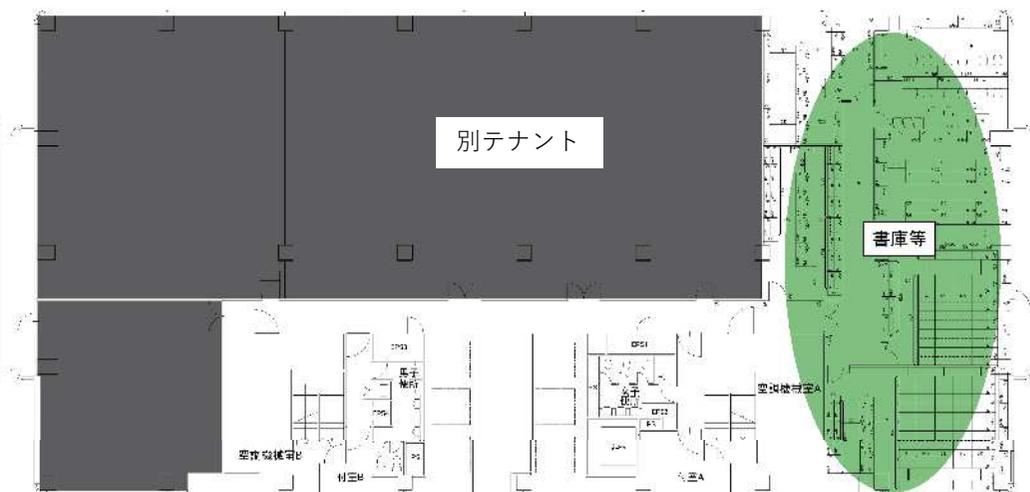
7階



10階



12階



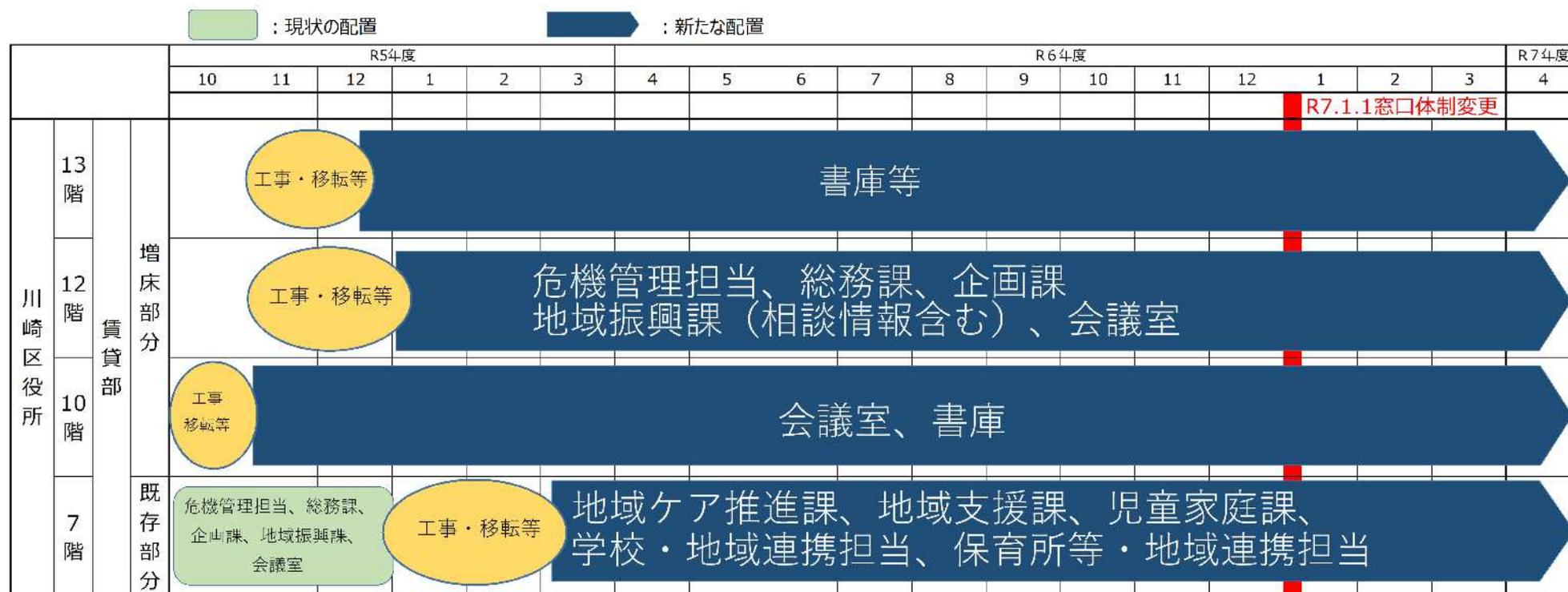
13階

3 レイアウト変更工事・移転のスケジュール

- 令和5年度は賃貸部（7階以上）の工事を行う。

（川崎市所有部（6階以下）は、令和6年4月1日以降の工事開始に向け設計及びスケジュール検討中）

- ① 10階は現テナント退去後、工事開始。12階・13階は健康福祉局が新本庁舎に移転後、工事開始
- ② 10階、13階は工事完成後、会議室・書庫等として利用開始
- ③ 12階の工事完成後、「現7階と3階の一部の部署」が令和5年12月頃に移転、移転後に7階の工事を開始
- ④ 7階の工事完成後、「現4階の一部の部署」が令和6年3月頃に移転



- 市民への周知方法は次の方法を予定

- ① 市政だより川崎区版、及び川崎市ホームページに随時掲載
- ② 窓口やエレベーター内等、区役所利用市民の目に留まる位置にチラシを配架
- ③ 関係団体等へ周知は、②のチラシ等を活用して実施
- ④ 移転後数週間、適切な位置に案内係を配置し、来庁者を誘導

1 条例の趣旨

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」及び「整備・運営基本方針」等に基づき、大師・田島地区の地域特性を踏まえた施設の目的、事業及び管理運営等を規定

2 条例の構成（市民利用機能）

市民利用機能については公の施設として**施設条例を新設**する方向で、詳細を検討中

※機能を複合化した公の施設の条例構成は、2パターン（右表）

【**新設する理由**】 こども文化センターや老人いこいの家の機能を継承しながら、子どもから高齢者までのあらゆる世代に「身近な活動の場」、「地域の居場所」として利用されるよう、機能ごと区分せずにフロア・諸室等の空間を共有して一体的な施設運営を行うため。

条例の構成（市民利用機能）と管理・運営方法

条例の構成	管理・運営方法	事例
①既存条例に基づく設置	施設を機能に応じて明確に区分して管理・運営（財産所管は区分）	横浜市地区センター 大和市文化創造拠点シリウス（ほか）
②施設条例を新設	複数の機能を機能ごとに区分せず、一体の施設として管理・運営（財産所管は単独）	川崎市スポーツ・文化総合センター 長岡京市立総合交流センター 五泉市交流拠点複合施設（ほか）

3 条例の検討状況

(1)施設の機能と条例との関係（右図）

- 支所行政機能は行政直営の公用施設であることから、**支所設置条例は改正せずに継続**
- 市民利用機能は条例を新設
- こ文といこいの家の機能継承に伴い、こ文条例といこいの家条例を一部改正

(2) 条例議案提出予定

施設整備事業者公募前の令和5年第5回市議会定例会に施設条例議案を提出予定

※条例制定を受け、施設整備事業者の公募資料(令和6年3月公表予定)に以下を明記

- ・指定管理者制度導入施設であること。
- ・施設整備にあたり指定管理事業者の意見を反映すること。

(3) 条例所管

市民文化局が所管

- 区役所の役割である**地域づくりの拠点として取組を推進**していること
- 川崎区役所大師・田島支所の行政機能を提供すること
- 区政に係る施策の総合的な企画・推進を担うこと

(4) 財産所管

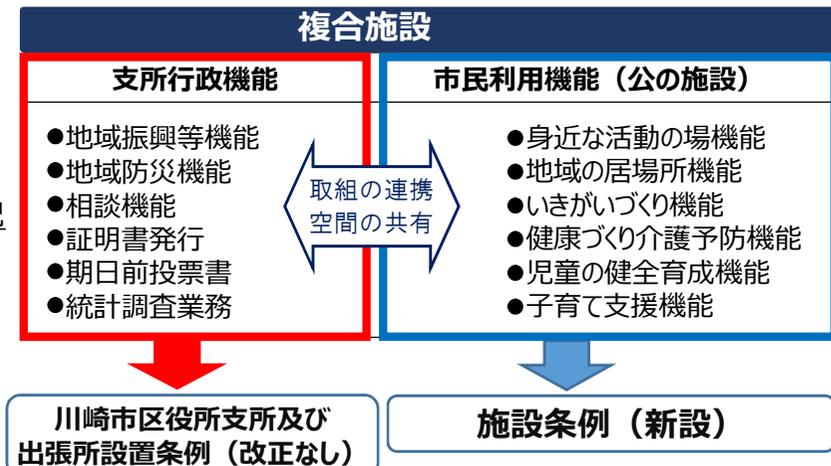
川崎区役所が所管

- 地域づくりの拠点として指定管理者と区役所支所が連携して取組を推進**していく
- 川崎区役所大師・田島支所の行政機能を提供**すること
- 支所行政機能提供スペース（庁舎部分）と市民利用機能提供スペース（公の施設部分）の**維持管理・修繕等を一体的・効率的に実施**していくこと

(5) 条例の名称

- こども文化センターや老人いこいの家の機能を継承するとともに、**子どもから高齢者までのあらゆる世代の方々が気軽に訪れ、参加や活動することを通じて、交流につながる**ことが伝わる名称を検討中
- 地域から親しまれる施設名称とするため、地域住民などから愛称を募集** ※施設内に庁舎があること及び施設規模からネーミングライツは募集しない方向

施設の機能と条例との関係



※川崎市こども文化センター条例、川崎市老人いこいの家条例は一部改正予定（大師、田島の削除）

【調整事項】

こ文・いこいの家の機能、地域子育て支援センター事業や介護予防事業等を提供することから、指定管理者への的確な指導・監督など、市民文化局・川崎区役所・こども未来局・健康福祉局の役割・責任等

機能再編・複合施設整備等に関する今後のスケジュール

資料 6

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度以降 (2029～)
機能再編	●新本庁舎 完成 移転		★機能再編実施 (R7.1.1) (支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を 川崎市役所に一元化、区役所・仮庁舎へ職員移転)				
川崎市役所庁舎	レイアウト 検討	レイアウト変更					
支所仮庁舎 (大師・田島)		整備	★仮庁舎業務開始				大師 田島
		※令和5年度中の整備開始に向け 第4回定例会に補正予算の議案提出予定					
大師地区複合施設 (現大師支所敷地)	発注準備、事業者選定等		整備	現支所庁舎解体、 新施設整備・運営調整			維持管理、運営
						★新施設供用開始 (R10.3) (仮庁舎、現こ文、現いこいの家からの移転)	
田島地区複合施設 (現田島支所敷地)	発注準備、事業者選定等		整備	現支所庁舎解体、 新施設整備・運営調整			維持管理、運営
						★新施設供用開始 (R10.9) (仮庁舎、現こ文、現いこいの家からの移転)	
議会への報告、議案 ◆は議案提出予定	◆補正予算(仮庁舎整備)		◆新施設取得(大師)	◆指定管理者の指定(大師)		※その他、状況に応じて 適時報告等を行う	
	◆施設条例		◆新施設取得(田島)				
	●機能再編に伴う 川崎市役所・支所の窓口 体制等(委員会報告)		◆機能再編に伴う条例改正等 ※福祉事務所条例等		◆指定管理者の指定(田島)		